

名古屋市農業委員会 令和7年第11回総会 議事録

1 開催日時 令和7年11月20日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時24分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員会出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員会出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第69号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第70号議案 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第71号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第72号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第73号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第74号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第75号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第76号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第77号議案 遊休農地の認定について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②意見書提出の検討にかかる選出委員について

(5) その他

①農業委員および農地利用最適化推進委員の改選について

②令和8年度総会日程（案）について

(6) 閉会

令和7年第11回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

1番	小 審 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
7番	川 本 美 幸 委員	8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 已 佐 子 委員		
11番	横 井 昭 男 委員		
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（10名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
		20番	石 田 正 彦 委員
21番	松 原 道 直 委員	22番	加 藤 新 一 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
		28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 7 年第 11 回総会（令和 7 年 11 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年第 11 回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、議案資料の一部に誤りがございましたので、資料の差し替えをさせていただきたいと思います。</p> <p>議案資料の 29 ページ「第 77 号議案 遊休農地の認定について」をご覧いただけますでしょうか。</p> <p>受付番号 2-19 及び 2-20 の所有者の住所氏名が誤っておりましたので、審議の際にはお手元に配付の「差替え」と記載されたものをご覧いただくようお願ひいたします。</p> <p>お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいまより、令和 7 年第 11 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 69 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 77 号議案「遊休農地の認定について」までの 9 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでござります。</p>
------	---

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 14 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 10 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、箕浦基伸委員及び安井勝春委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずははじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 69 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-5 について、13 番、清水委員、お願いいいたします。

清水委員

受付番号 4-5 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、11 月 5 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、譲受人へ、農地を所有権移転するために、

許可申請されたものです。

申請地の港区川園二丁目はじめ2筆は畑で、ミカンが作付けされていました。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、すべて肥培管理されていました。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号4-6について、25番、木村委員、お願いいいたします。

木村（正）
委員

受付番号4-6につきまして、安井勝春委員及び事務局職員とで、11月5日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、農業廃業のため、営農規模拡大を希望する譲受人に、農地を所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区東茶屋二丁目の1筆は畑で、ミカンが作付けされていました。

なお、譲受人が、現在所有する港区の農地は、いずれも適正に管理されていました。また、弥富市で所有する農地については、事務局職員が確認し、適正に管理されているとのことでした。よって、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をすることについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご

意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 69 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 69 号議案の案件は許可することいたします。

次に、第 70 号議案、農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-7 について、5 番、福島委員、お願いいいたします。

福島委員 受付番号 1-7 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、11 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

使用借人は、5 年ほど前から、この農地の使用貸人の農作業の手伝いを行い、作業を通じて農業経験を積んできました。そして近年は使用借人が、より主体的立場となって耕作するようになりました。

使用借人は農業に携わることで農業の楽しさなどを実感し、やれる自信もついてきました。そこで今回は使用貸人と相談の上、本腰を入れて農業に取り組みたいと思い今回の申請に至りました。

受付番号 1-7 の願い出の農地は、サツマイモ、タマネギ、ダイコン、コマツナなどが全体で耕作管理されており肥培管理良好でした。

これらのことから使用借人は当該農地を借り受けて、適正に耕作管理できるものと思われます。

以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 70 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 70 号議案の案件は許可することいたします。

次に、第 71 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-4 について、13 番、清水委員、お願いいいたします。

清水委員 受付番号 4-4 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、11 月 5 日に調査した結果を報告します。

転用の内容は、農産物の処理等の施設を建設するものです。賃借人は、港区・中川区・蟹江方面で生産された農産物を農業者から購入して、愛知県内のショッピングモール内のテナントで販売をしている会社です。昨年からの米不足や価格高騰等によって、賃借人への米や野菜の需要が高まり、対応してきましたが、農産物の鮮度を確保することが難しく、品質管理に課題が出てきました。これらの課題に対応する必要から、農産物の

処理等の施設を建築するため、本申請に及んだものです。

申請に係る農地の港区川園三丁目の1筆は、農地区分が第3種農地で、転用許可をすることに問題ないと判断できる農地です。

申請地の現況は畠で、ミカンとカキが栽培されていました。その周囲の状況は、北側・西側・南側は道路、東側は宅地であり、周辺農地への被害防除には配慮することです。

また、茶屋新田土地改良区の意見書があることや、賃借人は資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発指導課にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をすることについて、問題ないと 思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

横井（慎） 委員 ちょっと聞きたいんですけど、この賃借人の会社が買われるということなんですが、当初からこの人は2・3ヶ店やってみえるということなんですが、この住所いうのは一緒のところで、前からこの住所なんですか。それだけ聞きたい。

清水委員 本人がやつとった同じ住所です。会社のほうについてことです。

横井（慎） 委員 この人が代表者か何か。

清水委員 そうです。

横井 (慎) 委員 議長 (会長)	わかりました。 よろしいですか。他はございませんか。
	他にないようです。それでは、第 71 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員 議長 (会長)	異議なし。 ご異議なしと認め、第 71 号議案の案件は許可することいたします。
	次に、第 72 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-4 について、25 番、木村委員、お願いいいたします。
木村 (正) 委員	受付番号 4-4 につきまして、安井勝春委員及び事務局職員とで、11 月 5 日に調査した結果を報告します。
	本件申請は、願出者が、生産緑地の港区春田野一丁目はじめ 2 筆の主たる従事者であることにつき、証明を願い出たものです。
	主たる従事者は、令和 6 年 10 月に病院を受診し、腰部脊柱管狭窄症による下肢神経症状と腰痛のため、農作業が不可能になったことは、事務局が医師の診断書と本人との面談により確認しております。
	なお、本件願い出に係る生産緑地の現況について調査した結果、2 筆とも畑で、港区春田野一丁目の 1 筆は休耕中、もう 1 筆は、タマネギ、ブロッコリー、サトイモ、ラッカセイが作付

けされていることを確認しました。

これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 72 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 72 号議案の案件は証明することいたします。

次に、第 73 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-27 から 1-29 について、4 番、近藤委員、お願ひいたします。

近藤委員 受付番号 1-27 から 1-29 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、11 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-27 の願い出の農地については、ミカン、カキが栽培されており農地の肥培管理は良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

続きまして、受付番号 1-28 の願い出の農地については、カキが栽培されており農地の肥培管理は良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

続きまして、受付番号 1-29 の農地については、カキ、ミカンが栽培され肥培管理は良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上 3 件は、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 1-30 について、2 番、成田委員、お願ひいたします。

成田委員 受付番号 1-30 の農地について、小島盛夫委員と事務局職員で、11 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-30 の願い出の農地には、ミカンやクリ、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリー、アボカドなどが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 1-31 について、5 番、福島委員、お願ひいたします。

福島委員	<p>受付番号 1-31 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、11月4日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地において、天白区中平二丁目の 1 筆においてタマネギ、ハクサイ栽培されていました。また、天白区中平二丁目の 1 筆においてカキ、ウメが栽培されていました。</p> <p>いずれも肥培管理良好に管理されていました。</p> <p>また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。</p> <p>以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-19 について、西部・守山農政課長、お願いいいたします。</p>
西部・守山農政課長	<p>受付番号 2-19 について、11月6日に若松委員、箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は畑と田で、畑はカキ、イチジクが作付けされ、田は水稻収穫済みでした。</p> <p>願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-20 について、6 番、木村委員、お願いいいたします。</p>

木村（幸） 委員	<p>受付番号 2-20 について、11月5日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は畑で、ハクサイ、ブロッコリーなどが作付けされていました。</p> <p>願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-21 について、7番、川本委員、お願いいたします。</p>
川本委員	<p>受付番号 2-21 について、11月5日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は田で、水稻収穫済みでした。</p> <p>願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-22 及び 2-23 について、8番、箕浦委員、お願いいたします。</p>
箕浦委員	<p>受付番号 2-22 及び 2-23 について、11月6日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 2-22 の申請地はすべて田で、水稻収穫済みでした。</p> <p>受付番号 2-23 の申請地は畑で、ダイコン、ハクサイなどが作付けされていました。</p>

いずれも願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 3-11 から 3-13 について、24 番、横井委員、お願いいいたします。

横井（慎） 委員 受付番号 3-11 から 3-13 の農地につきましては、11 月 6 日に二村委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-11 と 3-12 の 2 筆の農地は、共有名義の土地です。それぞれの共有者から、同じ筆にかかる申請のため、まとめてご報告させていただきます。

受付番号 3-11、3-12 の中川区高杉町の 1 筆の畠は、ダイコン、コマツナ、ネギ等が、中川区法華西町の 1 筆の畠は、カキがそれぞれ作付けされており、いずれも良好に管理されていました。

続きまして、受付番号 3-13 の中川区好本町 3 丁目の 1 筆の畠は、サトイモ、ネギ、ジャガイモ等が作付けされており、良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 3-14 について、11 番、横井委員、お願いいいたします。

横井（昭）
委員 受付番号 3-14 の農地につきまして、11月4日に安井委員及び事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-14 の中川区江松西町の1筆の田は、水稻収穫後であり、良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 及び 4-10 について、13番、清水委員、お願いいいたします。

清水委員 受付番号 4-9 及び 4-10 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、11月5日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-9 の証明願い出の農地、港区西茶屋三丁目はじめ2筆は田で、稻刈り後の状態であり、港区藤高四丁目の1筆は畠で、耕作準備中の状態で、農地として良好に管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

続きまして、受付番号 4-10 の証明願い出の農地、港区藤前一丁目はじめ3筆は畠で、その内2筆は、サトイモ、ホウレンソウが作付けされており、残りの1筆は耕作準備中の状態で、農地として良好に管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 4-11 について、15 番、安井委員、お願いいいたします。

安井（秀） 委員 受付番号 4-11 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、11 月 6 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区寛政町 6 丁目はじめ 2 筆は畠で、ネギ、ダイコン、サトイモ、サツマイモが作付けされており、農地として良好に管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 4-12 について、25 番、木村委員、お願いいいたします。

木村（正） 委員 受付番号 4-12 につきまして、安井勝春委員及び事務局職員とで、11 月 5 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区福田一丁目はじめ 2 筆は田で、稲刈り後の状態であり、農地として良好に管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 4-13 について、13 番、清水委員、お願いいいたします。

清水委員 受付番号 4-13 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、11 月 5 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区藤高四丁目はじめ 8 筆は田で、稲刈り後の状態であり、港区藤高五丁目はじめ 6 筆は畠で、オクラ、ミカン、ナス、ブロッコリー、ジャガイモが作付けされており、農地として良好に管理されていました。

また、この土地の所有者が営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 4-14 について、15 番、安井委員、お願いいいたします。

安井（秀） 委員 受付番号 4-14 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、11 月 6 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区当知三丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態であり、農地として管理されていました。

また、この土地の所有者が営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特ないようです。それでは、第 73 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 73 号議案の案件は証明することいたします。

次に、第 74 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-5 について、4 番、近藤委員、お願いいいたします。

近藤委員 受付番号 1-5 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、11 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-5 願い出の土地は、本年所有者が亡くなられ、奥様が相続し、引き続き農業経営を続けられるとの申し出がありました。

申請地の菅田三丁目の 1 筆は果樹から畑への耕作替えのた

め、耕作準備中でした。

保呂町の 2 筆は一体利用され、ミカンが栽培されていました。

山根町の 2 筆は一体利用され、ウメが栽培されていました。

山根町の 4 筆は一体利用され、ウメが栽培されていました。

また、これまで農作業に従事されていることを確認し、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 74 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 74 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 75 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、1 番、小島委員、お願ひいたします。

小鳩委員	<p>受付番号 1-1 について、成田秋義委員と事務局職員で、11 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は、父である被相続人から相続し、納税猶予の適用を受けており、その農地について、昭和税務署から利用状況の確認を求められているものです。</p> <p>申請地には、ダイコン、ニンジン、ブロッコリー、レタスなどが、栽培され、農地として良好に管理されていました。また、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。</p> <p>以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 75 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。</p>
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 75 号議案の案件は承認いたします。
	<p>次に、第 76 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。</p> <p>本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。今回は東部・緑から 3 件、案件がございます。</p>

審議のポイントとしましては、配付資料①から③をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第4条第3項1号から6号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。13ページから18ページの事業計画の概要について5番、福島委員、お願ひいたします。

福島委員

第76号議案につきまして、近藤委員と事務局職員とで、東部・緑①から③まで、3件の申請者との面談及び現地調査を行いましたので、結果を報告します。

まず最初に東部・緑①です。本件は申請者と土地所有者の間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請地は、天白区内の畠2筆で、対象面積755平米及び、対象面積938平米で、現在、作付け準備中です。

お手元の配付資料①をご覧ください。

この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まずははじめに、上の表ですが、第1号の「1」については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、ジャガイモ、タマネギ、ニンジンなどの野菜を栽培し、1年目から収穫と販売を予定しており、収穫量のおむね5割以上を直売所で販売する予定です。

第1号の「2」につきましては、所有者と申請者が協力し、周辺住民からの相談・苦情受付対応を行う予定です。

次に、下の表です。

第2号については、農地の美化管理を貸人と協力して行います。

第3号については、申請者は現在借受地のほかにも都市農地貸借により農地を耕作しており、ともに適正に管理されていることを確認しております。今回借り受ける農地についても、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号については、使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる旨の記載がされております。

第5号につきましては、獣害被害対策を協力して行います。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思います。

次に東部・緑②についてです。

本件は、都市農地貸借を行っておりましたが、令和7年12月31日に契約期間の満了を迎えることで契約更新が行われ、申請者が、所有者との間で、再度の使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請地は、天白区菅田二丁目の1筆、対象面積669平米で、地目は全て畠、現在、ジャガイモ、タマネギなどが栽培中です。

お手元の配付資料②をご覧ください。

この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まずははじめに、上の表ですが、第1号の「1」については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、ジャガイモ、ナス、キャベツなどの野菜を栽培し、収穫量のおおむね5割以上を直売所で販売しており、継続する予定です。

第1号の「2」につきましては、農産物残渣や農業資材を放置せず、また協力して適切に除草します。

次に、下の表です。

第2号については、近隣に住宅があるため協力して除草に努め、耕運機の騒音に留意しています。

第3号については、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できております。

第4号については、使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる旨の記載がされております。

第5号につきましては、協力して害獣のためネットを設置し、除草管理を行っています。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思います。

最後に東部・緑③についてです。

本件は、都市農地貸借を行っておりましたが、令和7年12月31日に契約期間の満了を迎えることで契約更新が行われ、申請者が、所有者との間で、再度の使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請地は、天白区菅田一丁目の1筆、対象面積516平米で、地目は全て畠、現在、ブルーベリー、ミカン、カキ、キャベツなどが栽培中です。

お手元の配付資料③をご覧ください。

この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まずははじめに、上の表ですが、第1号の「1」については、項目「1ハ」に該当し、防災協力農地登録済みです。

耕作計画では、ブルーベリー、ミカン、カキ、キャベツなどの野菜を栽培し、収穫量のおおむね2割以上を直売所で販売する予定です。

なお、元が果樹畠であり粘土質の土壤でもあった為、土壤改良に時間がかかり今まで出荷できず、来年春ごろには販売できるレベルの野菜が収穫できる見込みです。

第1号の「2」につきましては、所有者と申請者が協力し、定期的に農地の見回りを実施します。

次に、下の表です。

第2号については、北側道路への落葉等の清掃対応を行い農

地の美化管理をともに協力して行います。また、農薬の散布時は近隣住民へ周知の上行います。

第3号については、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できていると思われます。

第4号については、使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる旨の記載がされております。

第5号につきましては、ともに周辺住民の清掃活動等に積極的に参加し、万一、周辺住民との問題が生じたときは誠意を持って対応するとなっております。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思います。

以上3件報告をさせていただきました。いずれも何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

ないようです。それではここで、第76号議案の議決の案を読み上げます。12ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。

それでは、第76号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第76号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

次に、第77号議案、遊休農地の認定について、審議を行います。

配付資料④の「遊休農地の取扱いについて」という資料をご覧ください。

はじめに、表の右側をご覧ください。こちらが、遊休農地の認定の流れとなっております。まずは8月頃に実施していただいた利用状況調査からはじめります。その結果、管理不良であった筆については各地区協議会で取扱いを協議しております。

その協議により、遊休農地として認定すべき農地とされた筆が、本議案における審議の対象となります。審議の結果、遊休農地と認定された筆については、今後、利用意向調査を行っていくこととなります。

なお、資料左側に令和6年度に認定した遊休農地の流れを記載しておりますが、最下段灰色の囲みで記載しております協議勧告に至った農地は今年度ございません。

これまでの遊休農地の認定状況につきましては、配付資料の

⑤-1 をご覧ください。

令和 7 年度は、令和 6 年度と比較して 5 筆増加し、面積も約 4,228 平米増加しております。

それでは、遊休農地の認定についての審議に入りますが、議案に入る前に、昨年度認定された遊休農地のうち、解消となつた事例が 2 件ございましたので、地区農政課長から報告していただきます。配付資料の⑤-2 をご覧ください。また配付資料⑥で解消筆の写真を載せておりますので、併せてご覧ください。

まずは、東部・緑農政課長、お願ひいたします。

東部・緑農政課長

配布資料⑤-2、⑥をあわせてご覧ください。

配布資料⑥の 2 ページにありますように、緑 1 は、状況が改善されたため、遊休農地から除外される予定です。

報告は以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、中川農政課長、お願ひいたします。

中川農政課長

中川農政課管内では、1 筆遊休状態が解消されました。

「中川 1」ですが、平成 28 年度に遊休農地に認定されましたが、令和 6 年 12 月から中間管理機構を通じて賃借が開始され、現在は良好に管理されております。

報告は以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました

が、何かご意見等はございますか。

特にないようです。

それでは、審議に入りたいと思います。議案の 23 ページをご覧ください。はじめに、東部・緑地区の遊休農地の認定について、東部・緑農政課長、お願ひいたします。

東部・緑農政課長

それでは、東部・緑地区の遊休農地の認定について報告いたします。

東部・緑地区では、いずれの筆を遊休農地とするかにつきまして、担当委員さん及び事務局職員による利用状況調査の結果を踏まえまして、10 月 28 日開催の地区協議会において、協議をいたしました。

その結果、昨年度までに遊休農地に認定済みの 22 筆のうち、状況が改善された 1 筆については遊休農地から除外すべきものとし、残りの 21 筆については、引き続き遊休農地に該当するとの判断にいたりました。

それでは、議案とともに、配付資料⑤-1、⑥をあわせてご覧ください。

番号 1-1 から 1-21 の 21 筆についてです。資料⑥の 6 ページから 10 ページで、これら 21 筆は既に遊休農地認定されていますが、いずれも昨年度同様、農地の遊休状況が改善されておりません。

これらの 21 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。

議長（会長）

以上、よろしくご審議下さいますよう、お願ひいたします。

西部・守山農政課長

ありがとうございました。次に、西部・守山地区の遊休農地の認定について、西部・守山農政課長、お願ひいたします。

それでは、10月20日に開催いたしました西部・守山地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告いたします。

地区担当委員及び事務局職員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、まず、今年度新たに遊休農地とすべき筆はありませんでした。

次に、昨年度までに遊休農地に認定済みの2-1から2-36までの守山区の36筆については、いずれも昨年度と同様に、耕作がされておらず、かつ雑草雑木の繁茂等もあり、農地の遊休状態が改善していませんでした。

よって、これら36筆は、農地法第32条第1項第1号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。よろしくご審議いただきますようお願ひいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、中川地区の遊休農地の認定について、中川農政課長、お願ひいたします。

中川農政課長

10月21日開催の中川地区協議会において、遊休農地の協議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

事務局と担当委員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、今年度については、昨年度までに遊休農地に認定済みの6筆と、新たに遊休農地とすべきものが2筆の、合計8筆について、農地法第32条第1項第1号の規定による遊休農

地に該当するとの結果に至りました。

では、配付資料をご覧ください。

番号 3-1 から 3-6 については、昨年度までに遊休農地に認定済みの筆となります。状態が改善されておりません。

また、今年度新たに遊休農地に認定する予定の 3-7、3-8 については、今年 5 月に現地を確認した際、雑草が繁茂しているのを確認し、改善する旨の指導を行いました。その後も耕作されず、雑草が繁茂したままの状態は改善されておりません。

よって、これら 8 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。

なお、このうち番号 3-3 については、令和 7 年 8 月 25 日に生産緑地の買取申出が提出されており、令和 8 年には遊休農地が解消される予定です。

また、いずれの農地も、納税猶予の対象筆とはなっておりません。

以上、よろしくご審議下さいますよう、お願ひいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、港地区の遊休農地の認定について、港農政課長、お願ひいたします。

港農政課長

港区では、9 月 24 日に地区協議会を開催し、いずれの筆が遊休農地の候補になるかを協議しました。その結果についてご報告いたします。

昨年度は、遊休農地が 27 筆でしたが、27 筆が継続、今

回新たに 5 筆を遊休農地の認定候補にすると協議しました。

それぞれ、配付資料⑥の写真もあわせてご覧ください。

まず、番号 4-4、4-6 から 4-19 及び 4-21 から 4-32 につきましては、昨年度、すでに遊休農地に認定されたものです。これら 27 筆については、いずれの農地も指導を継続してきましたが、雑草や樹木が生い茂っており、改善の兆候が無い状態です。

また、4-1 から 4-3、4-5 及び 4-20 の 5 筆につきましては、今年度の利用状況調査の結果を踏まえ、地区協議会で協議したところ、雑草が生い茂っており、新たに遊休農地に該当すると判断いたしました。

港地区からの報告は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま各地区からのご報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

山口（幸）
委員

緑区の東姥神が昨年認定されたんですけども、この写真のあるところを見ると、皆さん遊休農地になっているところが、ほとんど平地で何とかなるようなところが多いように思うんですけども、東部・緑農政課管内のこの黄色いタンクがある 1-5 から 1-14 ですけれども、これ南側斜面の山の段々畑みたいになっているところなんです。先日、名古屋高速のところから見えましたけれども、どうにもならないところなんです。なので、何度も事務局の方が足を運んで所有者に会おうとしても所有者には会えないんです。その夫しか出てこなくて関係のない人が出てきて、どうにもこうにもならないんです。で、これ令和 2 年ぐらいに生産緑地に認定されているところなんですけれども、認定をしたとき、近隣の方が借りており、本人に代わってその方がきれいにしてたので認定が下りたそうなんで

すけれども、認定が下りた途端に、その人と仲たがいというのか、出てけっていうことで、耕作者がいなくなり、草が繁茂してしまってるんですね。だからこれ、他の遊休農地と比べて悪質なんですね。固定資産税の軽減を受けるために認定を申請したという話です。令和2、3年度の話だそうです。なので遊休農地まま、ほかっといてもどうにもならないといった他の農地とちょっと違うんじゃないかなあっていうのを自分で感じますので、どういう対応をしたらしいのか、私たちわかりません。とにかく悪質なことは言いたいです。すいません。

本当に区役所の方、一生懸命にやってくださってます。ありがとうございます。

議長（会長）

他のところはいかがですか。似たり寄ったりのことだと思いますけれど。

横井（慎）
委員

ちょっと聞きたいですけど、港区の4-29の港区藤高なんですが、写真だけで見ると、なにか中間管理でもやってみえると思うんですけど、これはいま状況どうなんですか。これだと中間管理さんもこれだけピシッとやってりやあ、引き受けくれんかなあと思うんですけど、そのところどうなんでしょう。ちょっとお聞きしたい。

議長（会長）

防草シートが敷いてありますね。いかがでしょうか。

港農政課長

港農政課長です。

当該地につきましては、防草シートを張るところまではやつていただいたんですけども、まだ耕作までは至ってないということで、今回は遊休農地から外さずにしております。

横井 (慎) 委員 港農政課長	そのつもりであれば、すぐに外れますね、下手すると。 今後、やる気があればやっていただけるとは思ってますので、今後も粘り強く指導をしてまいりたいと思っております。
横井 (慎) 委員 議長 (会長)	ありがとうございます。 遊休農地については、根気よく農業委員さんも事務局さんも指導していきたいと思います。
	よろしいでしょうか。
	それでは、第 77 号議案の各案件につきましては、各地区協議会からのご報告の通り、遊休農地に認定することとしてよろしいかお諮りします。
委員	異議なし。
議長 (会長)	ご異議なしと認め、第 77 号議案の各案件につきましては、ご報告のとおり遊休農地に認定いたします。
	本日予定しました議案は以上でございます。
	続きまして、報告に移ります。
	報告 (1) 「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 6 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 15 件

続いて、7 ページから 18 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 36 件

続いて、19 ページから 48 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 87 件

続いて、49 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 3 件

続いて、50 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 2 件

続いて、51 ページですが農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、52 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、53 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が 1 件

続いて、54 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

続いて、55 ページから 56 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 4 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長） ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

松原委員 些細なことですいません。

表というのは、統一性と明瞭性でないと、ちょっとこちらも考えてしまうことがあるもんで、今後このようにしていただけたらいいかなとこう思いますけども、例えば総会議案の 5 ページ見ていただけすると、受付番号 1-28 は登記面積が 505 平米で右側の備考欄に記載がないもんだから、全部納税猶予の対象となっておると思いますけども、下の受付番号 1-29 の 1,020 平米は、納税猶予対象面積が 405.74 平米ですからそれ以外は納税猶予じゃないっていうことがこれで理解できますわね。それはわかるんですけども、1-28 と 1-29 を比べると、納税猶予の対象面積が 1-28 は書いてないから全部納税猶予の 505 平米となってます。わかりますわね。1-29 だと 1,020 平米が登記面積ですけども、右側の備考欄を見ますと、納税猶予対象面積が 405.74 平米ですから差額の分はたぶん納税猶予対象面積ではないということが理解できます。それでいいですよね。

ところが例えば、処理報告の 45 ページあたりをちょっと見ていただけすると、農地転用届出等処理報告の 3-139 を見ますと、特に区画整理の場合が該当すると思いますけども、これは 4 筆の合計が 867 平米ですけども、477.99 平米ですから減歩されてこうなっとるのか、全部かというのがこれよくわからないですわね。全部だろうね。半分ぐらいが減歩されてこうなってますけども、例えばその次のページ 4-47 とか 4-49 見ますと、書いたることは書いたりますわね。例えば 4-47 の 108 平米が 173.91 平米。増えてるんですね。全部これが所有権移転かっていうと従前地と仮換地の差がよくわからんのですわね。そのところを区別していただくといいと思いますけども。備

考欄にそのうちのこの部分に相当する分が所有権移転で、それはここに載せる必要がないんじゃないかなと思いますけども。特に 4-49 見ていただけますか。76 平米ですけども換地先が 150 平米と増えとるんですね。実際は、増えること自体がおかしいですね。150 平米のうちの対象面積が 76 平米に相当する分ここに書いていただくと、前のこれとわかるわけですわ。つまり、前のこれはわかつとるけども、こっちが違うもんだから、統一性とか明瞭性からしますと、こちらとしてはパッと見たときにすぐわかると、こう思いますけども。次回からでよろしいですけども。

それからその次、43 ページ。受付番号 3-134 ですね。これ縦書きに書いたほうがいいんじゃないかなと思いますけども、これ全部で 7 つありますけども現況地目。ところが次のページ、44 ページだと計 8 筆になってるんですね。畑と他の面積が 970 平米と 305 平米ですけども、これどうやってどうなったかなあと思って考えとっても、計算したらなんかおかしいなと思うもんで、43 ページの上から 3 つ目の筆ですね、現況地目が「畑・雑種地」となつとるんだけど、ここを縦に書いて内訳をすると、合計の面積が 970、305 とわかるんじゃないかと。だから統一、明瞭性からすると、ちょっとわかりにくかったかなと思うもんですから、こういうのはあまり頻繁には出てこないんだけども、次回からこういうところパッと見て、些細なことかもしれないけども、わかりやすく記載していただければいいのではないかなとこう思いますけど。以上です。

課長補佐

事務局ですが、なかなか表現の方法が難しい部分もあるので、どこまでお応えできるかわかりませんが、今後もわかりやすい表現になるように努力してまいります。

また、そういったわかりにくいことがありましたら個別に事務局に聞いていただければ、お答えいたします。なかなかすべてパッと見ただけでわかるような資料も、極力そのようにする

つもりではございますが、できない部分もありますので、よろしくお願ひいたします。

松原委員

過去にもそういう指摘があったかもしれませんけども、次の代の農業委員がまた質問されると思いますけども、同じこと説明し、お答えせないかんと思いますもんと、そうするとやり取りがなくなるんじゃないかなとこう思います。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。極力がんばります。他にないでしょか。

他にないようです。続きまして、報告（2）「意見書提出の検討にかかる選出委員」について、事務局、お願ひいたします。

課長補佐

それでは、「意見書提出の検討にかかる選出委員について」ご報告いたします。

右肩に「報告2」と記載のある資料をご確認ください。

先月の総会におきまして、名古屋市農業施策等に関する意見書の提出につきまして、その具体的な内容等を拡大運営委員会を開催し、検討していく旨の決定がされました。

この度、運営委員、中立委員の皆様に加え、各地区より1名ずつ選出していただいた委員を検討委員として決定いたしましたので、委員の皆様にご報告いたします。以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特ないようです。報告については以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

課長補佐

事務局から、3点連絡事項がございます。

まず1点目でございますが、右肩に配布資料⑦と記載しております、資料をご覧ください。

まず、「農業委員および農地利用最適化推進委員の改選について」です。

令和8年9月18日に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了となることから、今後の募集の予定についてご案内させていただきます。

募集人数につきましては、前回の改選と変更はなく、農業委員16名、推進委員12名でございます。

任期は、予定でございますが令和8年9月19日から3年間でございます。

報酬は、月額49,000円でございます。

主な業務内容、募集方法としては、ご覧のとおりでございます。

裏面をご覧ください。

推薦、応募の資格の要件については、ご覧のとおりでございます。

つぎに、農業委員の要件でございます。農業委員につきましては、法律上少なくとも四分の一は認定農業者でなければならぬとされております。

つぎに、スケジュールにつきましては、今後公募を令和8年

1月から2月にかけて実施する予定です。その後、選考を経て、農業委員については議会の同意を得て、市長が任命し、農地利用最適化推進委員は新体制の農業委員会が委嘱し、9月に任期を開始する予定でございます。

以上、農業委員等の募集についてご承知いただければと思います。

つぎに2点目、「令和8年度総会日程（案）について」でございます。配布資料⑧をご覧ください。

令和8年度の総会につきましては、今年度同様原則20日に開催する予定でございますが、5月と1月につきましては、例年どおり月初めに大型の連休がございますので、それぞれ25日とさせていただいております。なお、9月総会につきましては、現委員の任期満了日の18日とさせていただきます。また、土日祝休日に当たる場合は、直後の平日に開催させていただく予定です。

いずれも午後2時から開始予定で、会議室については現時点で決まっておりませんので確定しましたらご連絡します。

なお、9月総会以降については、新体制での開催となりますほか、こちらには記載はございませんが、9月中に新体制の議席、会長の決定等を行う総会を開会する予定でございます。

来年度の日程ではございますが、ご予定いただきますようお願いします。

3点目、お手元に2026年の「農業委員会手帳」を配付しておりますので、ご活用ください。なお、農業委員会手帳については、市の予算の都合上、2027年以降は配付を予定していま

せんのでご承知おきください。

その他連絡事項につきましては、以上でございます。

議長（会長） ありがとうございます。その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和7年第11回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

閉会（午後3時24分）